

有限会社アジアウエイでは、紹介した人材が早期に退職した場合に備え、以下の通り返戻金制度を設けております。

■ 返金条件および返金率

紹介により雇用された者が、就業開始日から以下の期間内に自己都合または企業都合により退職した場合、当社は紹介手数料の一部を返金いたします。

- 就業開始日から1か月以内に退職した場合：紹介手数料の50%を返金
 - 就業開始日から1か月超～3か月以内に退職した場合：紹介手数料の30%を返金
 - 就業開始日から3か月を超えた後の退職については、返金の対象外といたします。
-

■ 適用除外（返金対象外）

以下のいずれかに該当する場合は、返金の対象外といたします。

- 無断欠勤、重大な就業規則違反、虚偽申告等により退職した場合
- 紹介手数料が支払期日までに納付されていない場合
- 企業側の都合で雇用契約が履行されなかった場合（ただし別途協議の上対応）